

青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について

1 国土強靱化地域計画について

- 「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）において、「国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針なるものとして定めることができる。」とされている。
- 国では、国土強靱化をさらに推進し実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体等が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠であり、市区町村における地域計画の速やかな策定及び国土強靱化の取組を促していくことが重要との考えの下、地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」、「要件化」等を行っている。

2 青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について

- 市では、国の促進策に対応するため、令和 2 年 1 2 月に青森圏域の 5 市町村（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）により、基本法に基づく計画及び国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る指針となる地域計画として「青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画」（以下「圏域計画」という。）を策定し、国の交付金等を活用しながら、各種事業に取り組んでいるところであるが、令和 6 年度をもって計画期間が満了となることから、令和 7～11 年度の計画として令和 7 年 3 月に改定する予定。
- 本計画は、国が策定した「国土強靱化基本計画」及び青森県が策定した「青森県国土強靱化地域計画」と調和を図るとともに、各市町村の総合計画、地域防災計画等の既存の計画に基づく方針や取組の中から、国土強靱化に資するものを抽出し、再構成して取りまとめた計画となっている。
- 今回の改定に当たっても、令和 4 年 3 月に見直しされた「青森県国土強靱化地域計画」の変更や、青森圏域連携中枢都市圏ビジョン、各市町村の総合計画、地域防災計画等の内容を踏まえ、計画案としてとりまとめたもの。

3 青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画の改定（案）の構成について

- 圏域計画の改定に当たっては、5 市町村共通の本編と各市町村で作成している附属資料について改定する。

青森圏域 5 市町村国土強靱化地域計画(案)

本編（5 市町村共通で改正）

+

附属資料（各市町村で改正）